

平成30年第2回上毛町議会定例会会議録 (3日目)

招集の場所 上毛町議会議場

開閉会日時及び宣言

平成30年6月15日 午前10時00分

○応招（不応招）議員及び出席並びに欠席議員

出席議員（12名）

1番 岩花寛之 2番 田中唯登志 3番 廣崎誠治 4番 荒牧弘敏
5番 高畑広視 6番 宮崎昌宗 7番 峯 新一 8番 三田敏和
9番 大山 晃 10番 茂呂孝志 11番 宮本理一郎 12番 安元慶彦

欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定による説明のため出席した者の職氏名

町長 坪根秀介・ 副町長 川口 彰・ 会計管理者 福田正晴
総務課長 岡崎 浩・ 企画情報課長 堀 綾一・ 開発交流推進課長 永野英憲
税務課長 堀田京介・ 住民課長 垂水勇治・ 長寿福祉課長 佐矢野 靖
子ども未来課長 垂水英治・ 産業振興課長 円入忠義・ 建設課長 尾崎幸光
総務係長 宮吉保男・ 教育長 道免 隆・ 教務課長 村上英之

○職務のため本会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 宮秋伸一
議会事務局係長 岩井英樹

○議事日程

平成30年第2回上毛町議会定例会議事日程（3日目）

平成30年6月15日 午前10時00分 開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 議案第32号 上毛町税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第33号 上毛町大池公園ふれあい交流施設「大平楽」条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第34号 上毛町農林水産事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第35号 上毛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第36号 上毛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第37号 平成30年度上毛町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 議案第38号 平成30年度上毛町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議案第39号 福岡県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県自治会館管理組合規約の変更について
- 日程第10 議案第40号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の変更について
- 日程第11 議案第41号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第12 議会運営委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について
- 日程第13 広報特別委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について

○ 会 議 の 経 過 （ 3 日 目 ）

開議 午前10時00分

○議長（安元慶彦君）皆さん、おはようございます。定刻になりました。御起立をお願いします。

一礼して着席願います。礼。

ただいまの出席議員は全員です。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので御確認ください。

○議長（安元慶彦君）日程第1、諸般の報告を行います。

本日の会議では、6月5日の本会議で各常任委員会に審査を付託した議案について、各常任委員長に審査状況の報告をお願いします。委員長の報告が終了した後、報告に対する質疑を行い、討論、採決を行います。

なお、各委員長の報告は、委員会付託案件をまとめて報告いただきますので、配付した議事日程とは異なりますが、御了解ください。

各委員会の審査結果は、審査結果報告書として議長宛てに提出されておりますので、運営資料の中に写しを配付しております。

各委員長報告終了後の、討論、採決は、日程の順に従って行いますので、御了解ください。

地方自治法第121条の規定に基づく説明員としては、初日に配付した名簿に記載された各氏の出席を認め、会議に出席いただいております。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（安元慶彦君）これより各常任委員長から、委員会に付託した案件の審査状況の報告を受けます。

○議長（安元慶彦君）日程第5、議案第35号、日程第6、議案第36号、日程第8、議案第38号、日程第11、議案第41号、以上4件を議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

三田委員長。

○文教厚生委員長（三田敏和君）皆さん、おはようございます。文教厚生常任委員会から報告をいたします。

当委員会は、6月12日、議会中小会議室において文教厚生委員会6名と町長以下執行部の出席をもって、午前8時50分開会、午前9時13分閉会されました。

当委員会に付託された案件は、町長から提示された条例案2件、予算案1件、その他1件の合計4件です。

当委員会に付託された案件の精査を行い、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第77条の規定に基づき報告をいたします。

議案第35号 上毛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、最初に、子ども未来課長より説明を求めました。

本町内においては現在、該当する施設はない。国の全国的な保育環境整備の一環として条例を整備する。家庭的保育施設の職員が病気や休暇により保育できない場合の職員にかわって保育できる施設を確保できない場合、代替保育を行う者が保育所以外の保育を提供する事業所、具体的に言うと小規模保育事業A型、B型、事業所内保育事業を行う者と同等の能力者等の事業者から確保できるように基準を加えるものとの説明がありました。

質疑。この条例で、先ほど本町は対象がないと言ったが、今の公立保育所、私立保育所での定数のオーバーはあるのかどうか。

答弁。現時点では、定数、民間が100、100、公立が115、おおむね定数自体は、一時的に超過することがあり、年度途中では若干発生しますが、ただ、これをもって定数自体を拡張する必要があるのかどうかということについては十分検討が必要だ。推移を見守りながらそういうことがないように対応していきたいということの答弁がございました。

討論なし。

採決。議案第35号 上毛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、全会一致で可決することに決しました。

議案第36号 上毛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、最初に子ども未来課長に説明を求めました。

放課後児童クラブの支援員は、保育士の資格を有する者など資格要件があることとあわせ、都道府県知事が行う研修を修了した者でなければならないと規定されている。

今回、基準の改正に伴い、研修を受講するための資格要件として、学校教育法の小学校等の教諭となる資格を有する者を、教育職員免許法に規定する免許状を有する者に範囲を拡大した。また、新たに10号として、5年以上本事業に従事した者で町長が適当と認めた者という条文が新たに追加されたことにより、柔軟に研修受講資格が拡大されたということで説明がありました。

質疑。資格条件を緩和しないと保育士が集まらないということなのか。

答弁。全国的に、学童の支援員についてはまだまだ受講のための研修が繰り返されている。継続している様子を見るとそういうことが言えるのではないかと。支援員の年齢が高齢化になると支援員の入れかわりが生じるので、今後もっと緩和されるということは別問題として、現状としては重職される必要があるための緩和だと考えているとの答弁でした。

討論なし。

採決。議案第36号 上毛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、全会一致で可決することに決しました。

議案第38号 平成30年度上毛町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、最初に長寿福祉課長に説明を求めました。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ355万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,800万4,000円とする。これについては4月1日付の職員異動に伴う人件費の増額ですとの説明でした。

質疑。職員にいろいろなところを経験させ幅広い知識を持つことは必要だと思う。大体何年程度で若い職員を異動させて町の全体的な職務を会得してもらうように考えているのか。

答弁。人にもよるし、ケースバイケースで考えていきたい。

討論なし。

採決。議案第38号 平成30年度上毛町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、全会一致で可決することに決しました。

議案第41号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、最初に長寿福祉課長に説明を求めました。

平成30年10月1日から筑紫郡那珂川町が那珂川市となることに伴い、福岡県後期高齢者医療広域連合の規約の一部を変更するとして、筑紫郡那珂川町を那珂川市と

改めるとの説明でした。

質疑なし。

討論なし。

採決。議案第41号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、全会一致で可決することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（安元慶彦君）文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これから、文教厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

○議長（安元慶彦君）日程第2、議案第32号、日程第3、議案第33号、日程第4、議案第34号、日程第9、議案第39号、日程第10、議案第40号、以上5件を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

宮崎委員長。

○総務産業建設委員長（宮崎昌宗君）総務産業建設常任委員会から報告します。

当委員会は6月12日、議会中小会議室において常任委員会全員と町長以下執行部の出席をもって開催されました。

当委員会に付託された案件は、町長から提出された条例案3件、その他2件の合計5件です。当委員会に付託された案件の審査を行いましたので、その経過と結果を報告します。

議案第32号 上毛町税条例の一部を改正する条例について。

討論なし。

採決の結果、全会一致で可決することに決しました。

議案第33号 上毛町大池公園ふれあい交流施設「大平楽」条例の一部を改正する条例について。

討論なし。

採決の結果、全会一致で可決することに決しました。

議案第34号 上毛町農林水産事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について。
討論なし。

採決の結果、全会一致で可決することに決しました。

議案第39号 福岡県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県自治会館管理組合規約の変更について。

討論なし。

採決の結果、全会一致で可決することに決しました。

議案第40号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の変更について。

討論なし。

採決の結果、全会一致で可決することに決しました。

以上で、総務産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（安元慶彦君）総務産業建設常任委員長長の報告が終わりました。

これから、総務産業建設常任委員長長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

○議長（安元慶彦君）日程第7、議案第37号、1件を議題とします。

予算決算常任委員長長の報告を求めます。

峯委員長。

○予算決算委員長（峯 新一君）では、予算決算常任委員会より報告します。

6月5日の本会議において、予算決算常任委員会に付託されました議案第37号平成30年度上毛町一般会計補正予算（第1号）について、6月12日に文教、総務産建に引き続き当委員会を開催し、歳入歳出それぞれ6,823万4,000円を、予算を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ62億1,123万4,000円としました。

また、債務負担行為を追加補正し、地方債を補正する内容の説明を執行部が行い、委員全員と慎重審査の結果、賛成多数で可決しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（安元慶彦君）予算決算常任委員長長の報告が終わりました。

これから、予算決算常任委員長長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

○議長(安元慶彦君) これから、委員会付託案件の討論、採決を行います。

日程第2 議案第32号 上毛町税条例の一部を改正する条例について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

茂呂議員。

○10番(茂呂孝志君) 私は、議案第32号を反対の立場から討論いたします。

給与所得控除、公的年金等控除の見直しに伴う非課税要件等の見直しについては反対するものではありませんが、我が町の特例に、生産性向上特別措置法に該当する設備の特例は、既に中小企業等経営強化法に基づき生産性向上計画認定を受けた中小企業の行う設備投資に係る固定資産税の減税措置は設けられていたが、今回の法案の新設に伴い、中小企業経営強化法は2019年3月31日をもって廃案となり、本法案の対象となった企業のみが補助の対象となり、一部の企業の支援となるためにこの議案に反対いたします。

○議長(安元慶彦君) 賛成討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君) これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(安元慶彦君) 起立多数。よって、議案第32号 上毛町税条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長(安元慶彦君) 日程第3、議案第33号 上毛町大池公園ふれあい交流施設「大平楽」条例の一部を改正する条例について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）私は、議案第33号に反対の立場から討論いたします。

ふるさと手づくり村エリアに交流レクリエーションゾーンとして適合した企業を誘致する構想を持っているが、このエリアは国道10号線から県道に入り、すぐに右折しなければなりません。現状の県道では右折専用道路をつくるスペースはないため、このエリアに交流レクリエーションゾーンに適合した企業を誘致し、不特定多数のお客さんを集客すれば、交通の流れが悪くなり、大平楽さわやか市の集客にも悪影響を及ぼすことが考えられますので、この議案に反対いたします。

○議長（安元慶彦君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（安元慶彦君）起立多数。よって、議案第33号 上毛町大池公園ふれあい交流施設「大平楽」条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（安元慶彦君）日程第4、議案第34号 上毛町農林水産事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（安元慶彦君）全会一致。よって、議案第34号 上毛町農林水産事業分担金徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（安元慶彦君）日程第5、議案第35号 上毛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（安元慶彦君）全会一致。よって、議案第35号 上毛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（安元慶彦君）日程第6、議案第36号 上毛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

○議長（安元慶彦君）賛成討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（安元慶彦君）全会一致。よって、議案第36号 上毛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（安元慶彦君）日程第7、議案第37号 平成30年度上毛町一般会計補正予算（第1号）について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

廣崎議員。

○3番（廣崎誠治君）私は、議案第37号反対の立場から討論します。

私は、大池公園整備事業については最初から反対しています。大池公園整備事業については、反対意見はこれまでも言い続けてきました。

この大池公園整備事業が、町民にとってどうしても必要な事業とは到底思えないからです。また、税金の無駄遣いではないかとさえ思います。

今回の大池公園整備事業の関連で公園西側たまり場実施設計業務委託料2,500万円は、第2段階エリア、眺望テラスを親水テラス、ステップテラスと名称を変え、町民に対しあたかもごまかそうとしてるのでは。と、さえ私には思えます。

町内を普通に見ていると、町民のためにもっと先にすべきことがあるのではないかと私は思います。

このような理由から、大池公園整備関連事業の記載のある本補正予算に反対いたします。

○議長（安元慶彦君）賛成討論はありませんか。

宮本議員。

○11番（宮本理一郎君）私は、議案第37号に対し、賛成の立場より討論いたします。

大池公園整備事業は、地域活性化における効果的政策と考えます。

子ども子育て支援、農村環境整備、教育、国際交流、無線システム普及事業等々、いずれも民生、教育、農業分野において必要不可欠な予算ばかりであり、速やかに予算執行すべきものと考え、本予算案に賛成するものであります。

○議長（安元慶彦君）反対討論はありませんか。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）私は、議案第37号に反対の立場から討論いたします。

大池公園の西側に多額のお金をかけて広いテラスをつくっても、多くの方が利用されるということは考えられません。

また、町の発展にとっても何ら効果があるとは考えられず、全くの無駄遣いであります。

それから、今回、テラスを大池公園整備事業の第1段階である遊歩道再整備事業の中に園路再整備の延長として組み入れているが、2016年4月28日の全協で提出された大池公園整備事業実施方針の3の平成28年度事業内容の説明資料の中に、野外劇場等、外構基本設計は第2段階の整備事業となっており、テラスを第1段階の延長で行うというが、これとの整合性について説明が不十分であるということを申し上げてこの議案に反対いたします。

○議長（安元慶彦君）賛成討論はありませんか。

三田議員。

○8番（三田敏和君）私も、議案第37号に賛成の立場から討論いたします。

コミュニティ助成事業、放課後児童クラブ移送委託費、池の改修工事、公衆無線LAN、少年海外体験学習事業等、生活に直結する内容等、住んでみたい町にするための有意義な予算であるとともに、大池公園の西側の園路のたまり場については上毛町の顔となる場所として今後大いに期待されることが見込めるため、賛成の立場で討論いたします。

○議長（安元慶彦君）ほかにありませんか。

岩花議員。

○1番（岩花寛之君）私も、議案第37号に賛成の立場から討論いたします。

今回の計画、茂呂さん、それから廣崎議員の方が反対されている大池公園ですけれども、こちらに関しては総合計画の方で使用施策の上毛PA/SICを活用して新たな環境拠点を設立する。

それからまちづくり、まち・ひと・しごと法案の観光資源の創出、整備ということで、平成31年にはもともと30万人の観光を目標にしている計画であります。

その計画からすれば、現時点で非常におくれをとっているというふうに感じざるを得ません。さらに、現町長は平成29年に選挙を行いまして、その中で町民の負託を3,000票近くいただいたわけです。どんどん整備を進めていただいて、この大池公園のところを整備して本当に顔になるようにしていただきたいというふうに思います。

茂呂議員、廣崎議員の言われることは反対のための反対であり、代替もなく、理論的な反証とは言えないと思うため、賛成いたします。

以上です。

○議長（安元慶彦君）ほかにありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（安元慶彦君）起立多数。よって、議案第37号 平成30年度上毛町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（安元慶彦君）日程第8、議案第38号 平成30年度上毛町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（安元慶彦君）全会一致。よって、議案第38号 平成30年度上毛町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（安元慶彦君）日程第9、議案第39号 福岡県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県自治会館管理組合規約の変更について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君) 賛成討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長(安元慶彦君) 全会一致。よって、議案第39号 福岡県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県自治会館管理組合規約の変更については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長(安元慶彦君) 日程第10、議案第40号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の変更について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君) 賛成討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長(安元慶彦君) 全会一致。よって、議案第40号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の変更については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長(安元慶彦君) 日程第11、議案第41号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてこれから討論を行います。

反対討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君) 賛成討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長(安元慶彦君) 全会一致。よって、議案第41号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長(安元慶彦君) 日程第12、議会運営委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出についてを議題とします。

配付した運営資料のとおり、議会運営委員会委員長から、所掌事務のうち会議規則第75条の規定により、特定事件の調査事項について、閉会中の継続審査及び調査としたい旨の申し出がありました。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君) 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

○議長(安元慶彦君) 日程第13、広報特別委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出についてを議題とします。

配付した運営資料のとおり、広報特別委員会委員長から、所掌事務のうち会議規則第75条の規定により、特定事件の調査事項について閉会中の継続審査及び調査としたい旨の申し出がありました。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（安元慶彦君）異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

○議長（安元慶彦君）以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

これで、平成30年第2回上毛町議会定例会を閉会します。

閉会 午前10時29分